

ハマのベイ Wi-Fi 利用規約

第一章 総則

第1条（利用規約の適用）

1. 本利用規約は、株式会社ティー・アイ・ジェー（以下、「当社」といいます）が提供する「ハマのベイ Wi-Fi（以下、「本サービス」といいます）」の利用条件を定めるものです。本サービスの利用開始をもって、本利用規約に同意したものとみなします。
2. 利用者（契約者のほか、契約者以外に利用者が存在する場合の当該利用者を含むものとし、以下、同様とします）が本サービスを利用するにあたっては、本利用規約が適用されます（ただし、契約者のみに適用される条項についてはこの限りではありません）。
3. 当社は、本利用規約を変更することがあります。この場合、本サービスの利用条件は変更後の利用規約によります。
4. 当社が本利用規約を変更する場合は、当社 Web サイトにおいて掲示します。
5. 当社は、本利用規約を当社が運営する Web サイト（以下、「当社 Web サイト」といいます）に掲示します。

第2条（本サービスの内容）

本サービスは、当社が無線基地局設備とハマのベイ Wi-Fi 契約者が指定するハマのベイ Wi-Fi 機器（その無線局の免許人が当社であるものに限り）との間に電気通信回線を設定して提供するサービスです。

第3条（用語の定義）

本利用規約において使用する用語の意味は、次の通りとします。

用語	用語の意味
料金月	契約日（ただし、商品によっては当社が他の日を指定することがあります）を起算日とし、1の暦月における起算日（該当日がない場合は当該暦月の末日とします。以下、同様とします）から次の暦月における起算日の前日までの期間
ユニバーサルサービス料	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号）で定める種類の端末設備の機器

消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令の規定にもとづき課税される消費税の額、ならびに、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）および同法に関する法令の規定にもとづき課税される消費税の額
安心補償サービス	利用者が、利用期間中に端末機器本体について水没、故障が生じた場合に発生する弁償金の一部または全額の支払いを免除するオプションサービス

第 4 条（サービス内容の変更）

1. 当社は、本サービスの内容又は名称を予告なく変更することがあります。
2. 前項の変更がある場合には、当社 Web サイトにおいて告知します。

第二章 利用契約

第 5 条（申込み）

1. 本サービスの利用を希望する方（以下、本章において「申込者」といいます）は、本利用規約に同意したうえで、当社所定の方法により利用契約の申込みを行うものとします。
2. 当社は、次の場合には、本サービスの利用申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込内容に記入もれ、誤記、又は虚偽の記載があるとき。
 - (2) 当社が提出を求める書類を提出しない等、前項に定める方法に従わないとき。
 - (3) 申込者が料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。
 - (4) 申込者が過去に本利用規約に違反した事実があったとき。
 - (5) 申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体関係者、その他反社会的勢力、公共の福祉に反する活動を行う団体、及びその行為者であるとき、又は反社会的勢力であったと判明したとき。
 - (6) その他、当社の業務の遂行上著しい支障があると判断するとき。
3. 本サービスの利用契約は、当社が利用契約の申込みを承諾し、当社所定の手続きを完了した日に成立するものとします。
4. 当社は、会員契約に係る 1 の申込みごとに 1 の会員契約を締結します。

第 6 条(初期契約解除)

1. 電気通信事業法第 26 条の 3 に定める初期契約解除制度により、個人名義で利用契約を行った利用者は契約書面（電気通信事業法第 26 条の 2 に基づき、利用契約を締結したときに当社が利用者に交付する書面を指します）を受領した日から起算して 8 日が経過するまでの間、当社に書面又は当社所定の方法で通知することにより、本利用契約の解除

(以下、「初期契約解除」といいます)を行うことができます。

2. 初期契約解除が行われた場合、利用者は、第 33 条（初期契約解除に伴い利用者が支払う料金）に定める料金を負担するものとします。
3. 初期契約解除が行われた場合、初期契約解除対象サービスの利用契約は、利用者が初期契約解除の通知を発した日に終了します。

第 7 条（利用者による解約）

1. 利用者は、利用契約の解約を希望する場合、当社所定の方法により解約申込みを行うものとします。
2. 前項に定める解約申込みが行われた場合、利用契約は、解約申込み日の属する料金月の末日に終了します。

第三章 利用方法

第 8 条（利用者情報の取得）

1. 当社は、利用者から、以下の各号に掲げる情報（以下、総称して「利用者情報」といいます）を取得するものとします。
 - (1) 利用者が本サービスの利用契約を申込むにあたり、第 5 条（申込み）に基づいて当社に提供する情報：契約者情報（氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、クレジットカード番号、口座番号、本人確認書類に関する情報等）及び契約者以外に利用者が存在する場合の当該利用者に関する情報
 - (2) その他、当社が商品又はサービスの提供に付随して取得する情報：その他情報（請求明細、通信使用量、残存している利用期間等）
2. 当社は、初期契約解除、ご契約内容の変更又は解約の申込みについて、利用者情報の提供を条件とする場合があります。また、利用者が利用者情報の全部又は一部を提供しない場合、当社のサポートサービスを提供できない場合があります。
3. 本章の規定は、本条第 1 項の利用者情報の取扱いを含む利用方法全般について適用されます。

第 9 条（利用者アカウントの発行）

当社は、利用者情報を提供した利用者に対し、利用者アカウントを発行し、当社所定の方法により、ご利用中のサービスに関する情報を提供します。

第 10 条（利用者アカウントの管理）

1. 利用者は、利用者アカウントの ID、パスワード、その他利用者アカウントの認証のための情報（以下、「アカウント情報」といいます）を自己の責任において管理するものとす

ます。利用者が法人又は団体である場合、本サービス 1 個に対するアカウント情報は 1 つとし、法人又は団体の管理担当者が管理するものとします。

2. 利用者は、アカウント情報を他者に使用させ、他者と共有し、又は売買、譲渡若しくは貸与等をしてはならないものとします。
3. アカウント情報の管理及び使用は利用者の責任とし、アカウント情報の使用上の過誤又は他者による無断使用により利用者が被る損害については、当該利用者の故意又は過失の有無を問わず、当社は一切責任を負いません。
4. 利用者のアカウント情報をもって本サービスが利用されたときには、その利用者自身の利用とみなされるものとします。
5. 利用者のアカウント情報を使用し、利用者とは他者により同時に、又は他者のみによって使用された場合、本サービスの通常の機能が失われることがあります。

第 11 条（氏名等の変更の届出）

1. 利用者は、当社に提供した利用者情報に変更が生じた場合には、当社所定の方法により、当社に届け出るものとします。
2. 利用者情報に変更があったにもかかわらず、前項の届出がないときは、当社から利用者に対する通知は、当社に届出られている利用者情報に基づいて行われ、当該通知をもってその通知を行ったものとみなします。また、当該通知は、通常到達すべき時期に到達したものとみなされるものとします。

第 12 条（利用者の責任）

1. 利用者は、本サービスを利用して行った、自己の行為及びその結果について、責任を負います。
2. 利用者が本サービスを利用して第三者に損害を与えた場合、利用者は自己の責任と費用をもって解決するものとし、当社に損害を与えないものとします。
3. 利用者が本サービスを利用するために必要となる設備については、利用者が自己の費用と責任において維持するものとします。

第 13 条（利用者の禁止事項）

1. 利用者は、本サービスを使用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 他人（当社を含みます。以下、同様とします）の知的財産権その他の権利を侵害する行為
 - (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為
 - (3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
 - (4) 詐欺、業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為
 - (5) わいせつ、児童ポルノ・児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する

行為

- (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
 - (7) 他人の Web サイト等、本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
 - (8) 他人になりすまして本サービスを使用する行為（他の利用者のアカウント情報を不正に使用する行為、偽装するためにメールヘッダ部分に細工を施す行為を含みます）
 - (9) 自己のアカウント情報を他者と共有し、又は、他者が共有しうる状態に置く行為
 - (10) コンピュータウイルスその他の有害なコンピュータプログラムを送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
 - (11) 他人の管理する掲示板等（ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含みます）において、その管理者の意向に反する内容又は態様で、宣伝その他の書き込みをする行為
 - (12) 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝又は勧誘のメールを送信する行為
 - (13) 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
 - (14) 他人の施設、設備若しくは機器に権限なくアクセスする行為
 - (15) 他人が管理するサーバ等に著しく負荷を及ぼす態様で本サービスを使用し、又はそれらの運営を妨げる行為
 - (16) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
 - (17) その他、法令若しくは公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害する行為
 - (18) 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為
 - (19) その他、当社が不適切と判断する行為
2. 前項の規定は、利用者がこれらの禁止事項を行わないよう、当社に情報の監視又は削除等の義務を課すものではありません。前項に定める禁止事項が行われ、当社がこれらの情報の監視又は削除等を行わなかったことにより利用者又は第三者に損害が発生した場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 14 条（利用者情報の取扱い）

1. 当社は、利用者情報について、善良な管理者としての注意をもって管理します。
2. 当社は、利用者情報を以下の目的にのみ利用し、法令に基づいて官公庁から開示を求められた場合を除き、第三者に開示しないものとします。
 - (1) 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成 17 年法律第 31 号）（以下、「携帯電話不正利用防止法」といいます）その他法令に定められた不正利用防止の目的
 - (2) 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号）（以下、「青少年インターネット環境整備法」といいます）その他法

令に定められた青少年に対するフィルタリングサービス等提供の目的

- (3) 本サービスの利用料金を回収する目的
 - (4) 利用者に対するサポートを円滑に提供する目的
 - (5) 利用者に対し、本サービスの追加又は変更のご案内、又は緊急連絡の目的で、電子メール又は郵便等で通知をする目的
 - (6) 商品開発等の目的で本サービスに関する利用動向を調査し、特定個人の識別が不可能な形式に加工したうえで、その分析結果を自ら利用し、又は第三者に提供する目的
 - (7) 利用者から事前の同意を得た場合
3. 前項の定めにかかわらず、当社は、以下の各号に該当する場合には、利用者情報を警察機関その他の行政機関に提供することがあります。
- (1) 前項第1号から第3号の目的のために当社が必要であると判断した場合
 - (2) 第5条（申込み）第2項なお書に該当する場合
 - (3) 前条（利用者の禁止事項）第1項に違反する行為が認められた場合
4. 当社は、利用者情報について、利用期間中はもとより、利用契約が終了した日から3年間保管するものとします。
5. 当社は、契約者確認（携帯電話不正利用防止法第9条で定める契約者確認をいいます。以下、本条において同様とします）を求められたとき、又は、これに準ずる事由が発生したことにより当社が契約者確認を行う必要があると認めたときは、当該利用者に対し、契約者確認を行うことがあります。この場合、利用者は、当社の定める期日までに契約者確認に応じるものとします。

第四章 利用中断及び利用停止

第15条（利用中断）

1. 当社は、以下の場合において、本サービスの利用を中断することがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第25条（通信利用の条件）又は第26条（通信時間等の制限）により通信利用を制限するとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中断するときは、第48条（当社からの告知）によりあらかじめその旨を利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 本条に基づく利用の中断があっても、本サービスの利用期間に変更はありません（利用中断の間、利用期間の進行が停止するものではありません）。
4. 本条に基づく利用の中断があっても、本サービスの利用料金は発生します。
5. 当社は、本条に基づく利用中断について、損害賠償又は本サービスの料金の全部又は一部のご返金はいたしません。

第 16 条 (利用者からの請求による利用一時中断)

1. 当社は、利用者から当社所定の方法により請求があったときは、本サービスの利用一時中断（その契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下、同様とします）を行います。
2. 前項に基づき利用一時中断を受けた利用者が、利用一時中断の解除を請求する場合は、当社所定の方法により行うものとします。
3. 利用一時中断及び利用一時中断の解除の手続きは、請求を受付けてから一定時間経過後に完了します。利用一時中断の請求後、手続き完了までに生じた利用料金等は、利用者による利用であるか否かにかかわらず、利用者の負担とします。
4. 当社は、前項の規定により利用一時中断又は利用一時中断の解除の手続きが完了したときは、第 48 条（当社からの告知）第 2 項により、その旨を利用者に通知します。
5. 利用一時中断があっても、本サービスの利用期間に変更はありません（利用一時中断の間、利用期間の進行が停止するものではありません）。
6. 利用一時中断があっても、本サービスの利用料金は発生します。

第 17 条 (利用停止)

1. 当社は、利用者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 本サービスの利用料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（当社が定める方法による支払いのないとき、及び、支払期日経過後に支払われ当社がその支払の事実を確認できないときを含みます）。
 - (2) 申込みの内容に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
 - (3) 第 11 条（氏名等の変更の届出）の規定に違反したとき、又は、当該規定により届出られた内容に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
 - (4) 第 14 条（利用者情報の取扱い）第 5 項に定める契約者確認に応じないとき。
 - (5) 本サービスにより、本利用規約で禁止する行為又はそのおそれのある行為が行われたとき。
 - (6) 本サービスにより、当社の業務又は本サービスにかかる電気通信設備に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれのある行為が行われたとき。
 - (7) 本サービスが他の利用者に重大な支障を与える態様で使用されたとき。
 - (8) 本サービスが違法な態様で使用されたとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、原則として利用者に対する特段の通知は行いません。ただし、利用者情報により利用者に対する通知方法が当社に判明する場合は、通知することがあります。
3. 本条に基づく利用停止があっても、本サービスの利用期間に変更はありません（利用停止の間、利用期間の進行が停止するものではありません）。

4. 本条に基づく利用停止があっても、本サービスの利用料金は発生します。
5. 当社は、本条に基づく利用停止について、損害賠償又は本サービスの料金の全部又は一部のご返金はいたしません。

第 18 条（当社による利用契約の解除）

1. 当社は、前条（利用停止）第 1 項の規定により本サービスの利用を停止された利用者が、なおその事実を解消しない場合は、その利用契約を解除することがあります。
2. 当社は、利用者が前条（利用停止）第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行上著しい支障が認められるときは、前項の規定にかかわらず、利用停止をしないでその利用契約を解除することがあります。
3. 当社は、利用者が届け出たクレジットカードの会員資格が喪失された場合、クレジットカードの有効期限が満了している場合、クレジットカードの利用限度額を超過した場合、その他の事由によりクレジットカード会社（クレジットカード決済代行業者を含みます）から利用料金の決済を受けられないことが判明した場合、当社所定の基準により利用契約を解除することがあります。
4. 本条により本サービスの利用契約を解除するときは、原則として利用者に対する特段の通知は行いません。ただし、利用者情報により利用者に対する通知方法が当社に判明する場合は、通知することがあります。
5. 当社は、本条に基づく利用契約の解除について、損害賠償又は本サービスの料金の全部又は一部のご返金はいたしません。

第五章 端末機器

第 19 条（端末機器の貸与）

1. 当社は、本サービスの提供に際して、利用者に対し、端末機器を貸与します。
2. 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与する端末機器を変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

第 20 条（端末機器の管理責任）

1. 利用者は、端末機器を善良な管理者の注意をもって管理するものとします。
2. 利用者は、端末機器について次の事項を遵守していただきます。
 - (1) 端末機器を取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し又はその設備に線条その他の導体等を接続しないこと。ただし、天災事変その他の事態に際して端末機器を保護する必要があるときはこの限りではありません。
 - (2) 故意に接続回線に保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行

わないこと。

- (3) 端末機器に登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更又は消去しないこと。

第 21 条（端末機器の滅失、毀損）

1. 利用者が、レンタル機器を損傷、滅失、紛失した場合は、速やかに当社に届け出るものとします。
2. 利用者が、故意又は過失により、端末機器を紛失・滅失・損傷した場合は、利用者は当社に対して、当社が別途定める損害賠償金を支払うものとします。
3. 当社は、端末機器の盗難、紛失または毀損に起因して生じた損害等について、一切の責任を負わないものとします。
4. 本条の期間中も本サービスの利用料金は発生します。

第 22 条（端末機器の返還）

1. 利用者は、以下の場合において、当社所定の方法により端末機器を当社指定の住所へ速やかに返還するものとします。
 - (1) その端末機器の貸与に係る本サービスの契約解除があったとき。
 - (2) その他、端末機器を利用しなくなったとき。
2. 当社が端末機器の変更を行った場合、利用者は、変更前の端末機器を返還するものとします。
3. 利用者は第 1 項の場合において、利用期間が終了してから当社が指定する期日を超えて端末機器を返還した場合、当社に対して、当社が別途定める延長料金を支払うものとします。
4. 利用者は第 1 項の場合において端末機器を返還しなかったときは、当社に対して、当社が別途定める損害賠償金を支払うものとします。

第 23 条（端末機器の譲渡等の禁止）

1. 利用者は端末機器を第三者に譲渡・転貸し、または端末機器について質権、抵当権及び譲渡担保権その他一切の権利を設定できません。
2. 利用者は、端末機器について、他から強制執行その他法律的、事後的侵害がないように保全するとともに、そのような事態が発生したときは、直ちに当社に通知し、かつ速やかにその事態を利用者の責任と負担により解消させるものとします。
3. 前項の場合において、当社が必要な措置をとったときは、利用者は、そのために当社に生じた一切の責任を負担します。

第六章 データ通信

第 24 条（通信区域）

1. データ通信の通信区域は、携帯電話事業者の通信区域の通りとします。データ通信は、接続されている端末機器が通信区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、当該通信区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくい場所では、通信を行うことができない場合があります。
2. 前項の場合、利用者は当社に対し、当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除き、本サービスが利用できないことによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

第 25 条（通信利用の条件）

1. 当社は、技術上、保守上、その他やむをえない理由により、通信を一時的に制限することがあります。
2. 前項の場合、利用者は当社に対し、当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除き、通信が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。
3. 当社は、本サービスに係る通信速度を保証するものではありません。
4. 本サービスに係る通信速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。
5. 電波状況等により、本サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

第 26 条（通信時間等の制限）

1. 前条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定の地域の通信の利用を制限することがあります。
2. 前項の場合において、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、電気通信事業法施行規則の規定に基づき総務大臣が告示により指定した機関が使用している移動無線装置（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます）をとることがあります。
3. 当社は、一の通信について、その通信時間が一定時間を超えるとき、又はその通信容量が一定容量を超えるときは、その通信を切断することがあります。
4. 当社は、利用者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換(P2P)アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われるデータ通信について速度や通信量を制限することがあります。
5. 前 4 項の場合、利用者は当社に対し、通信時間等が制限されることによるいかなる損害

賠償も請求することはできません。

6. 当社は、本条に規定する通信時間等の制限を実施するため、通信にかかる情報の収集、分析及び蓄積を行うことがあります。

第 27 条（通信時間の測定）

データ通信にかかる通信時間は、双方の契約回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者または着信者による通信終了の信号を受けその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。

第七章 料金

第 28 条（料金の支払義務）

1. 利用者は、利用契約の開始日（当社所定の手続きを経て当該商品の利用が可能になった日をいいます）から利用契約の終了日が属する料金月の末日までの期間について、利用料金を支払うものとします。
2. 利用料金は、初期手数料、月額基本料、ユニバーサルサービス料及び各種手続きにかかる手数料とします。
3. 月額基本料、ユニバーサルサービス料その他月額料金（以下、「月額基本料等」といいます）は料金月で課金されます。ただし、料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。
4. 海外で本サービスを利用される場合は、当社が別途定める海外利用料が発生します。

第 29 条（利用期間及び解約手数料）

1. 利用期間が経過するまでの間に、第 7 条（利用者による解約）に基づき利用契約の解約をした場合又は第 18 条（当社による利用契約の解除）の規定に基づき利用契約を解除された場合等は、当社が別途定める解約手数料を支払うものとします。
2. 前項で定める解約手数料について、当社は消費税相当額を別途加算します。

第 30 条（料金の支払方法等）

1. 利用料金の支払は、クレジットカード払い及び口座振替によるものとします。ただし、法人契約の場合は、新規お申込の際に限り、請求書払いをお選びいただけます。
2. 料金の支払が前項に定めるクレジットカードによる場合、料金は当該クレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日に利用者指定の口座から引落されるものとします。
3. 料金の支払が本条第 1 項に定める口座振替による場合、ご利用月の 27 日（金融機関が休業日の場合は、翌営業日）を振替日とします。ただし、指定金融機関により、翌月 3 日（金

融機関が休業日の場合は、翌営業日)になる場合があります。

4. 料金の支払が本条第1項に定める請求書払いによる場合、ご利用月の5日(休業日の場合は、翌営業日)に発行し、ご利用月の月末が支払期日となります。

第31条(割増金)

利用者が料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額その他、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払うものとします。

第32条(延滞利息)

1. 利用者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます)について支払期日を経過してなお支払いがない場合には、当該料金その他の債務その他、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払うものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、初期契約解除をした利用者は、第33条(初期契約解除に伴い利用者が支払う料金)第1項に定める料金について支払期日を経過してなお支払いがない場合には、当該料金その他、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年6%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が指定する期日までに支払うものとします。

第33条(初期契約解除に伴い利用者が支払う料金)

1. 第28条(料金の支払義務)の規定にかかわらず、第6条(初期契約解除)に定める初期契約解除が行われた場合に利用者が支払う料金は、以下の各号に定める金額の合計額とします。
 - (1) 月額基本料等のうち、初期契約解除による利用契約の終了日までに当社が提供したサービスの対価に相当する金額
 - (2) 初期手数料として、3,000円とその消費税相当額を上限とする金額
2. 当社は、初期契約解除が行われた場合に、利用者から前項に定める料金を超える金額を受領していた場合は、当社の定める時期及び方法により、利用者に超過分を返還します。なお、返還に要する費用は当社が負担するものとします。

第34条(過払金の取扱い)

当社は、利用者から第28条(料金の支払義務)、第29条(最低利用期間及び解約手数料)、第31条(割増金)又は第32条(延滞利息)に定める金銭が支払われた場合であって、利用者が通常支払うべき金額を超える金額を受領したときは、当社の定める時期及び方法により、利用者に超過分を返還します。ただし、返還に要する費用は利用者が負担するものとします。

第八章 安心補償

第 35 条 (適用)

1. 利用者は、安心補償サービスを利用することができます。
2. 本サービス申込の際に当社所定の方法により申込みした利用者によりのみ、安心補償サービスを適用します。
3. 弁償金免除を適用する前に、当社により審査を行います。

第 36 条 (補償内容及び条件)

1. 故障が生じ通常の使用が不能となった場合、端末機器本体又は端末機器本体と同等のものと無償交換します。ただし、軽微な外装の擦傷若しくは通常の使用に不都合がないと当社が判断した場合は、この限りではありません。また、故障の場合は端末機器本体をご返却いただく必要があります。端末機器本体が返却されない場合は、弁償金免除の対象とはなりません。
2. 安心補償サービスは利用契約の開始日をサービス開始日とし、端末機器の水没、故障の場合、無償交換の利用上限は端末機器 1 台につき 1 年間に 1 回までとします。ただし、自然故障についてはこの限りではありません。

第九章 保守

第 37 条 (当社の維持責任)

当社は、当社の電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

第 38 条 (修理又は復旧)

1. 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合はすみやかに修理し、又は復旧するものとします。ただし、24 時間以内の修理又は復旧を保証するものではありません。
2. 当社は、当社の電気通信設備の設置、修理、復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されているメッセージ等の内容等が変化又は消失したことにより利用者に損害を与えた場合、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

第 39 条 (保証の限界)

1. 当社は、本サービスによるデータ通信の利用に関し、当社の電気通信設備を除き、相互接続点等を介し接続している、電気通信設備にかかる通信の品質を保証することはできません。
2. 当社は、インターネット及びコンピュータに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準及びネットワーク自体の高度な複雑さにより、現在の一般的な技術水準をもっては本サービスに瑕疵のないことを保証することはできません。

第十章 損害賠償

第 40 条（当社の責めに帰すべき事由による損害）

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由により本サービスが全く利用できない状態（そのサービスにかかる全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、同様とします）となり、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が継続したときに限り、その利用不能による損害を賠償します。
2. 前項の場合における賠償は、月額基本料等から、当社が適当と認める金額を減じる方法により行います。ただし、当社は状況に応じて、これとは別の方法により賠償を行う場合があります。
3. 前項の場合において、減じる金額は、本サービスが全く利用できない状態が継続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。以下、同様とします）を 24 時間ごとに数え上げて得た日数（以下、「利用不能日数」といいます）に相当する金額に限るものとし、付与する利用期間は、利用不能日数に限るものとし、
4. 前項にかかわらず、利用者が、本サービスの利用不能により通常生ずべき損害を賠償するためには当該利用不能日数に相当する金額を超える金額を減じるべきであること、又は、当該利用不能日数を超える利用期間を付与すべきであることを証明した場合は、この限りではありません。
5. 前 4 項の規定は、当社に故意又は重大な過失がある場合は適用されないものとします。

第 41 条（不可抗力免責）

天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により、利用者が本サービスを利用できなかったときは、当社は、一切その責任を負わないものとします。

第 42 条（本サービスの利用又は利用不能から派生した損害）

1. 当社は、利用者が本サービスを利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含みます）について、その品質、完全性、正確性、特定目的への適合性、有用性、ウイルスの不存在その他何らの保証も行いません。当該情報等のうち当社以外の第三者に

よる提供にかかるものに起因して生じた損害について、当社は何らの責任も負わないものとしします。

2. 当社は、本サービスを利用した場合に生じた、情報等の破損、滅失若しくは第三者に対する漏洩による損害について、当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除き、一切の責任を負わないものとしします。
3. 当社は、本サービスの不具合その他の瑕疵、利用者による本サービスの利用若しくは利用不能、又は利用者に対するサポートサービスの提供若しくは提供不能の結果として生ずべき利用者の逸失利益、機密情報の損失、事業の中断、人身傷害、プライバシーの侵害、その他利用者が被るべき一切の金銭的及び非金銭的損害、損失ならびに費用に関し、当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除き、一切の責任を負わないものとしします。

第 43 条（損害賠償額の上限）

当社が利用者に対して損害賠償責任を負う場合の全てについて、その損害賠償の範囲は、当該利用者に現実に発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は当社が当該損害の発生までに当該利用者から受領した料金の額を上限としします。ただし、当社に故意若しくは重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第十一章 サポート

第 44 条（サポート）

1. 当社は、利用者に対し、本サービスの利用期間中、本サービスの利用に関するサポートを提供します。
2. 当社は、前項に定めるものを除き、利用者に対し、保守、デバッグ、アップデート又はアップグレード等のいずれを問わず、いかなる技術的役務も提供する義務を負いません。

第 45 条（情報収集）

1. 当社は、本サービスに関し、利用者の同意を得て、利用者に技術サポート等を提供するために必要な情報を収集、利用することがあります。利用者は、利用者から必要な情報が提供されない場合、当社が十分な技術サポート等を提供できないことがあることをあらかじめ了承するものとしします。
2. 当社は、前項により当社が利用者から収集した情報について、技術サポートのほか、当社サービスの提供に伴う利用者の本人確認、アフターサービス、新商品及びキャンペーン情報等のご案内ならびに商品開発及びサービス向上等のための調査に利用することがあります。ただし、利用者を特定できる形で利用することはありません。

第十二章 雑則

第 46 条（サービスの終了）

1. 当社は、本サービスの全部又は一部の販売を予告なく終了することがあります。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの販売を終了したときは、当社 Web サイトにおいて利用者に告知します。
3. 本条第 1 項の規定により当社が本サービスの販売を終了した場合であっても、当該時点で本サービスの利用を開始している利用者は、引き続き本サービスを利用することができます。ただし、第 47 条（サービスの廃止）の規定により当社が本サービスを廃止した場合は、この限りではありません。

第 47 条（サービスの廃止）

1. 当社は、本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、本サービスを廃止する日までに相当な期間において、第 48 条（当社からの告知）の方法により利用者に告知します。

第 48 条（当社からの告知）

1. 当社が必要と判断した場合、当社は、本サービスのご利用に関して必要となる事項を、当社 Web サイトにおいて随時告知します。
2. 当社が必要と判断した場合、当社は、本サービスのご利用に関して必要となる事項を、第 5 条（申込み）に基づき契約者情報を登録した利用者に対し、その契約者情報において登録された連絡先宛てに個別に通知することがあります。

第 49 条（分離性）

本利用規約の一部が無効で強制力を持たないと判明した場合でも、本利用規約の残りの部分はその影響を受けず、引き続き有効に存続しかつ実施可能とします。

第 50 条（準拠法）

本利用規約は、日本国法を準拠法とします。

第 51 条（協議）

当社及び利用者は、本サービス又は本利用規約に関して疑義が生じた場合には、両者が誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

第 52 条（管轄裁判所）

当社及び利用者は、本サービス又は本利用規約に関して紛争が生じた場合は、横浜地方裁判

所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意します。

付則（実施時期）

本利用規約は、令和2年7月1日から実施します。

別紙

料金表

1. 適用

本料金表に記載する料金額は、消費税等相当額を抜いた金額です。かかる料金額に加算する消費税相当額は、本サービスのご利用時点の税率に基づき計算します。

2. 料金額

2-1. 初期費用

初期手数料	3,000 円
-------	---------

2-2. 月額基本料

プラン	月額
1GB/日	2,480 円
3GB/日	2,980 円
5GB/日	3,980 円
10GB/日	5,555 円

2-3. 解約手数料

解約手数料	8,800 円
-------	---------

2-4. ユニバーサル利用料

ユニバーサル利用料は、月額基本料に含まれています。ユニバーサル利用料は、ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、変更後の料金額を徴収します。

2-5. オプション

安心補償	500 円
------	-------

2-5. 返却遅延費用

延長料金/日	1,000 円
--------	---------

2-6. 端末機器損害賠償金

端末機器損害賠償金	18,000 円
-----------	----------